都市政策部技術管理センター 技 術 管 理 課

平成 28 年度 土木積算基準における諸経費率の改定について (お知らせ)

改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、国土交通省では平成28年4月1日から適用する積算基準の改定を公表しました。

新潟市では、新潟県土木部と同様に平成28年4月1日から適用する土木工事等 の積算基準において諸経費率等を改定することをお知らせします。

これに伴い新潟市が発注する土木工事等の適用については、下記のとおりとします。

記

1 改定図書

土木積算基準(平成27年10月30日以降適用)

- ·[1 一般土木] 第 I 編 総則
- · [1 一般土木] 第Ⅱ編 共通工
- ・〔6 機械・電気通信設備編〕
- · 設計業務等標準積算基準 (土木積算基準 市版 (運用歩掛) [2 調査関係])
- 2 改定内容

別紙(改定対照表)のとおり

3 適用日

平成28年4月1日以降入札に係る公告及び通知する工事又は委託から適用します。

問合せ先 新潟市都市政策部技術管理センター技術管理課 積算情報担当(電話 025-226-3081)

	現 行			改 定 (平成28年4月1日以降適用)
+ 1	- # F A		* 1 7	· 蕪 匠 八
₹-1	工種区分		工種区分	工種 内容
工種区分	工 種 内 容			河川工事にあって、次に掲げる工事
	河川工事にあって、次に掲げる工事			築堤工,掘削工,浚渫工,護岸工,特殊堤工,根固工,水制工,水路工,河床高水
	築堤工,掘削工,浚渫工,護岸工,特殊堤工,根固工,水制工,水路工,河床高水敷整		河川工事	正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれ
河川工事	正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及び	削除		類する工事
177-133-3	これらに類する工事			ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
	ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする			河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事
	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事			1. 樋門(管)工, 水(閘)門工, サイフォン工, 床止(固)工, 堰, 揚排水機場, ロック
	1. 樋門(管) 工, 水(閘)門工, サイフォン工, 床止(固) 工, 堰, 揚排水機場, ロックシェ		河川・道路	ッド(RC構造), スノーシェッド(RC構造), 防音(吸音・遮音)壁工, コンクリー
河川・道路	ッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、		構造物工事	簡易組立橋梁、仮橋・仮桟橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの7
構造物工事	簡易組立橋梁、仮橋・仮桟橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・			基礎のみの工事
所とのエチ	基礎のみの工事			ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事
	ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」と			する
	する			2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事
	2. 橋梁の下部工,床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕,橋台・橋脚補強工事			3. ゴム伸縮継手(新設), 落橋防止工(RC構造), コンクリート橋の支承, 高欄設置]
	3. ゴム伸縮維手(新設), 床版打替工, 沓座拡幅工, 落橋防止工(RC構造), コンクリー	削除		ンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装3
	ト橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(銀橋コンクリート橋上			設トンネル)
	下部)、トンネル内装工(新設トンネル)			4. 1, 2及び3に類する工事, 消雪パイプ工事 (井戸及び配管工事のみも含む)
	4. 1, 2及び3に類する工事, 消雪パイプ工事 (井戸及び配管工事のみも含む)			4. 1, 2及のもに続くる工事、信当・当り工事(ロ)及の配置工事がある日日) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製
	*: 1, 2及い3に対する工事、相当がリンエ事(中)及び配置工事のみも占む) ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く			び揚排水機場の上屋は除く
	海岸丁事にあって、次に掲げる丁事			海岸工事にあって、次に掲げる工事
	場防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸辘壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、			堤防工,突堤工,離岸堤工,消波根固工,海岸擁壁工,護岸工,樋門(管)工,河口
海岸工事	水(開) 門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事		海岸工事	水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事
14/十二字	河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事		14477774	河川高潮対策区間の河川工事にあって、次に掲げる工事
	築堤工, 掘削工, 浚渫工, 護岸工, 特殊堤工, 根固工, 水制工, 水路工, 河床高水敷整			築堤工, 掘削工, 浚渫工, 護岸工, 特殊堤工, 根固工, 水制工, 水路工, 河床高水
				正工、場防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケー
	配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事			配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
	道路改良工事にあって、次に掲げる工事			道路改良工事にあって、次に掲げる工事
道路改良工事	土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、		道路改良工事	土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵」
追跖以及工事	道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事		但如以及工事	道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあって、次に掲げる工事			鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあって、次に掲げる工事
鋼橋架設工事	1. 網橋架設工、網橋塗装工、網橋塗装工、網橋桁車結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工		鋼橋架設工事	1. 網橋架設工、網橋塗装工、網橋塗替工、網橋桁車結工、橋梁検査路設置工、高欄設
和順小队上事	(鋼製・アルミ等), 橋梁補修工(鋼板接着・増桁), スノーシェッド(鋼構造), ロックシ		STAIRS/NRA P	(鋼製・アルミ等), スノーシェッド(鋼構造), ロックシェッド(鋼構造), 落橋防止
	エッド(網構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物	削除		C構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、
	金替工(水門, 樋門, 樋管, 排水機場等)			では近久がら、神間のシスケ、足町口が内がとは、神野野足が至日エババリ、地口、地口、地口、地位、 機場等)
	2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事			2. 簡易組立橋の途装工事及びこれらに類する工事
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く), 架設及び製作架設に関する工事			ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事		PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作析は除く)、架設及び製作架設に関する工事
HIII-JX -L-FF	世メントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスフ		- 0 III - 7	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事
	アルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路		橋梁保全工事	1. 橋梁(網橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事
	上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	次ページへ	Herbita Marana da	2. 床版打替工, 沓座拡幅工, 落橋防止工(RC構造), コンクリート橋の支承
	ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く			3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製
	たため、1700次と「ファマノ サバルエチ く爬工門/川が加工 たか上手はかく			ルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承
<u> </u>		ן נ		の工事
				4. 仲縮維手補修工,高欄取替工
				5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く) 6. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則(平成27年10月30日以降	译適用) 改定対	照表
---------------------------------	-----------------	----

(平成28年4月1日以降適用) 頁 現 行 改

I -2-2)-5

工種区分		工 種 内 容	
	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事	
電線共同	(1)	施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	
工 事	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場,地下横断歩道等)にあって,次に掲げる工事	
	(2)	施工方法が開削工法による工事	
		トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事	
		1. トンネル工事	
トンネルエ	事	2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	
		ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開	
		始後の照明設備,吹付け,舗装,修繕工事等は除く	
砂防・地す	べり等	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事	
工事		堰堤工,流路工,山腹工,抑制工,抑止工,床固工,落石なだれ防止工,集水井工,集	
		排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	
		道路にあって、次に掲げる工事	
道路維持工	事	1. 伸縮継手補修工,道路附属物塗替工,防雪柵設置撤去工**1,トンネル漏水防止工,ト	
		ンネル内装工(供用トンネル),路面切削工,高欄取替工,路面工,法面工等の維持・	削除
		補修 ^{※2} に関する工事	
		2. 道路標識*1, 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵*1, 樹木等及び区画線等の設置	
		3. 除草,除雪,清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業	
		4.1, 2及び3に類する工事	
		※1:局部的新設,復旧・更新を主とする場合に適用	
		※2:法面工の補修については局部的な場合に適用	
河川維持工	事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事	
		1. 堤防天端・法面等の補修工事	
		2. 標識,境界杭,防護柵及び駒止め等の設置	
		3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事	
		4. 河川の伐開,除草,清掃,芝養生,水面清掃等の作業	
		5.1,2,3及び4に類する工事	
	(4)	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事	
	(1)	施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	
下水道	(0)	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事	
工事	(2)	施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	
	(0)	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事	
	(3)	ポンプ場工事,処理工事及びこれらに類する工事	
		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事	
公園工事		敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池	
		工,遊戲施設工,運動施設工,標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム	工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
		電線共同溝に関する工事	
電線共同溝工事 情報ボックス工事			

削除

工種区分		工 種 内 容					
		舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事					
舗装工事		セメントコンクリート舗装工, アスファルト舗装工, セメント安定処理路盤工, アスフ					
		ァルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路					
		上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事					
		ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く					
		共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事					
電線共同	(1)	施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事					
工 事		共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあって、次に掲げる工事					
	(2)	施工方法が開削工法による工事					
		トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事					
		1. トンネル工事					
トンネルエ	事	2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事					
1 4 -104 -7	7	ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用					
		始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く					
砂防・地す	ベルダ	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事					
工事	-2-4	堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集					
ユザ		極先上, 加崎上, 神殿上, 神神上, 神正上, 木恒上, 春年なんれ切正上, 栗水介上, 身 排水井ボーリングエ, 排水トンネル工及びこれらに類する工事					
		道路にあって、次に掲げる工事					
道路維持工	-t-	1. 管理を目的とした維持的工事					
坦哈雅竹工	尹	1. 官姓を日的とした継行的工事 2. 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工*1, トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用					
		トンネル), 路面切削工, 路面工, 法面工等の維持・補修*2に関する工事					
		3. 道路標識*1, 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵*1, 樹木等及び区画線等の設置					
		4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業					
		5. 1, 2, 3及び4に類する工事					
		※1:局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用					
		※2:法面工の補修については局部的な場合に適用					
> 1116// lefe ==		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事					
河川維持工	爭	1. 管理を目的とした維持的工事					
		2. 堤防天端・法面等の補修工事					
		3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置					
		4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事					
		5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業					
	1	6.1, 2, 3, 4及び5に類する工事					
	(1)	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事					
		施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事					
下水道 工事 (2)		下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事					
		施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事					
	(3)	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事					
	(3)	ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事					
		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事					
公園工事		敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、汽					
		工,遊戯施設工,運動施設工,標識工及びこれらに類する工事					
コンクリー	トダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事					
フィルダム	工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事					
		1					

	積算基準〔1一般土木〕第Ⅰ編 総則(平成	成27年10月30日以降適用) 改定対照表
頁	現 行	改 定 (平成28年4月1日以降適用)
2-2-2-6		工種区分 工 種 内 容
		電線共同溝工事 電線共同溝に関する工事
		情報ボックス工事 情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)

 着 首 其 進	1一船十太〕	笋 T 編	終訓	(平成27年10月30日以降適用)	改定対照表
很异巫牛		20 L NIII	かい せい	(十九4/410万00日多阵胆用)	

I -2-2)-7

2-1 共通仮設費の率分

- (1) 共通仮設費の率分の積算
- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表~第4表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
- (2) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「1)大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

- 1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算
- イ)大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表, 第2表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数	
	鋼橋架設工事		
大都市	舗装工事	1.5	
人郁巾	電線共同溝工事	1.5	
	道路維持工事		

注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大 都 市:札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京(23 区), 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市のうち, 施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人工密度が4,000人/k晶以上 でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

- ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い
- 工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費 率の補正を行うものとする。
- ハ) 共通仮設費 (率分) の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×大都市を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第 1(第 1 表、第 2 表)による。

2-1 共通仮設費の率分

- (1) 共通仮設費の率分の積算
- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表~第4表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率 を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
- (2) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「1)大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

ただし、1)及び2)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。

適用の 明確化

- 1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算
- イ)大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表, 第3表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数	
	鋼橋架設工事		
大都市	舗装工事	1. 5	
人都印	電線共同溝工事	1. 5	
	道路維持工事		

注) 大都市の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。

大都 市: 札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市のうち, 施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人工密度が4,000人/km以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

※東京特別区、横浜市、大阪市については、鋼橋架設工事のみ。

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において施工地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。

ハ) 共通仮設費 (率分) の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×大都市を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表,第3表)による。 改定対照表

I -2-(2)-8

頁

2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表~第4表)の共通仮設費率に下表の補 正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム・フィルダル及び電線共同灌工事には適用しない。

	施工地域・工事場所区分								補正値 (%)	
	市街					地		2.0		
	山	間	僻	地	及	Ü	離	島		1.0
地方	- 合						1.5			
部	施場		听が-	一般多	を通等	節の景	響を	受け	ない	0.0

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1 (第1表~ 第2表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
	鋼橋架設工事	
市街地	舗装工事	1. 3
1114146	電線共同溝工事	1. 3
	道路維持工事	

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする

市 街 地:施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/kmd以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島:施工地域が国家公務員の寒冷地手当に関する法律における特地勤務手当

を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部:施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合:①施工場所において,一般交通の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

共通仮設費(率分) = 対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)+施工地域・工事場所を考慮した補正値) 共通仮設費(率分) = 対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)×施工地域・工事場所を考慮した補正係数) ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表~第4表による。

3) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生 じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更 の対象として処理するものとする。

2)施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表~第5表)の共通仮設費率に下表の補 正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム・フィルダル及び電線共同溝工事には適用しない。

(平成28年4月1日以降適用)

	施工地域・工事場所区分							補正値(%)		
	市街					地		2.0		
	Ш	間	僻	地	及	Ú	離	島		1.0
地方	- 合						1.5			
部	施場		折が-	一般交	を通等	か 景	響を	受け	ない	0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする

市 街 地:施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000

人/km以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島:施工地域が国家公務員の寒冷地手当に関する法律における特地勤務手当 を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部:施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合:①施工場所において,一般交通の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

適用の 明確化

注3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において施工地域・工事場所区分が 2 つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適

ロ)以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1(第1表~第3表) の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
	鋼橋架設工事	
	橋梁保全工事	
市街地	舗 装 工 事	1. 3
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

ハ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)+施工地域・工事場所を考慮した補正値)

共通仮設費(率分) = 対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)×施工地域・工事場所を考慮した補正係数)

ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表~第5表による。

※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものと

適用の 明確化

3) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生 じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更 の対象として処理するものとする。

積算基準〔1一般土木〕第 [編 総則(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

頁 現 行 改 定 (平成28年4月1日以降適用)

I -2-2)-9

別表第1

共通仮設費率

第1表

第Ⅰ 衣				
対象額	600万円 以 下	600万円を 以	超え10億円 下	10億円を 超えるもの
適用区分	下記の率		り算出された率と 受数値は下記による	下記の率
工種区分	とする	A	b	とする
河 川 工 事	12. 53	238. 6	-0.1888	4. 77
河川・道路構造物工事	26. 94	6, 907. 7	-0.3554	4. 37
海 岸 工 事	13. 08	407. 9	-0.2204	4. 24
道路改良工事	12. 78	57. 0	-0.0958	7. 83
鋼橋架設工事	26. 10	633. 0	-0.2043	9. 18
P C 橋 工 事	27. 04	1, 636. 8	-0.2629	7. 05
舗 装 工 事	17. 09	435. 1	-0.2074	5. 92
砂防・地すべり等工事	15. 19	624. 5	-0. 2381	4. 49
公 園 工 事	10. 80	48. 0	-0.0956	6. 62
電線共同溝工事	9.96	40. 0	-0.0891	6. 31
情報ボックス工事	18. 93	494. 9	-0.2091	6. 50

第2表

対象額	200万円 以 下	200万円を 以	超え1億円 下	1 億円を 超えるもの
適用区分	下記の率	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率
工種区分	とする	A	b	とする
道路維持工事	28. 49	34, 596. 3	-0. 4895	4. 20
河川維持工事	9.05	26. 8	-0.0748	6. 76

別表第1

共通仮設費率

第1表

対象額	600万円 以 下	600万円を 以	超え10億円 下	10億円を 超えるもの
適用区分	下記の率		り算出された率と 受数値は下記による	下記の率
工種区分	とする	A	b	とする
河 川 工 事	12. 53	238.6	-0.1888	4. 77
河川・道路構造物工事	20. 77	1, 228. 3	-0.2614	5. 45
海 岸 工 事	13. 08	407.9	-0.2204	4. 24
道路改良工事	12. 78	57. 0	-0.0958	7. 83
鋼橋架設工事	38, 36	10, 668. 4	-0.3606	6.06
P C 橋 工 事	27. 04	1, 636. 8	-0.2629	7.05
舗 装 工 事	17. 09	435. 1	-0.2074	5. 92
砂防・地すべり等工事	15. 19	624. 5	-0. 2381	4. 49
公 園 工 事	10. 80	48. 0	-0.0956	6. 62
電線共同溝工事	9.96	40. 0	-0.0891	6. 31
情報ボックス工事	18. 93	494. 9	-0.2091	6. 50

第2表

対象額	600万円 以 下	600万円を 以	超え3億円 下	3 億円を 超えるもの
適用区分	率 する。ただし、変数値は下記による		下記の率	
工種区分	とする	A	b	とする
橋梁保全工事	27. 32	7, 050. 2	-0.3558	6. 79

第3表

対象額	200万円 以 下	200万円を 以	超え1億円 下	1 億円を 超えるもの
適用区分	下記の率		り算出された率と 数値は下記による	下記率
工種区分	とする	A	b	とする
道路維持工事	23. 94	4, 118. 1	-0. 3548	5. 97
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6. 76

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

頁 現 行 改 定 (平成28年4月1日以降適用)

I -2-2-10

第3表

217 - 24					
対象額 1,000万円 以 下			1,000万円を超え20億円 以 下		20億円を 超えるもの
適用区分		下記の率	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率
工種区分		とする	A	b	とする
共同溝等工事	(1)	8.86	68. 3	-0. 1267	4. 53
共 问 侢 守 丄 尹	(2)	13. 79	92. 5	-0.1181	7. 37
トンネルコ	[事	28. 71	4, 164. 9	-0.3088	5. 59
	(1)	12. 85	422. 4	-0. 2167	4. 08
下水道工事	(2)	13. 32	485.4	-0. 2231	4. 08
	(3)	7.64	13. 5	-0. 0353	6. 34

第4表

対象額	3億円 以 下	3 億円を 以	超え50億円 下	50億円を 超えるもの
適用区分	下記の率		り算出された率と 数値は下記による	下記の率
工種区分	とする	A	ь	とする
コンクリートダム	12. 29	105. 2	-0.1100	9. 02
フィルダム	7.57	43. 7	-0. 0898	5. 88

第4表

対象額 1,000万円 以 下		1,000万円を超え20億円 以 下		20億円を 超えるもの		
適用区分 下記の率			(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の 率	
工種区分		とする	A	ь	とする	
共 同 溝 等 工 事	(1)	8. 86	68. 3	-0.1267	4. 53	
光 旧 併 守 工 尹	(2)	13.79	92. 5	-0.1181	7.37	
トンネルコ	事	28.71	4, 164. 9	-0.3088	5. 59	
	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	
下 水 道 工 事	(2)	13.32	485.4	-0. 2231	4.08	
	(3)	7. 64	13. 5	-0. 0353	6.34	

第5表

対象額	3億円 以 下	3億円を	超え50億円 下	50億円を 超えるも <i>の</i>	
適用区分	下記の率	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率	
工種区分	とする	A	b	とする	
コンクリートダム	12. 29	105. 2	-0.1100	9.02	
フィルダム	7. 57	43. 7	-0.0898	5.88	

積算基準〔1一般土木〕第 [編 総則(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

 頁
 現 行
 改 定 (平成28年4月1日以降適用)

I -2-2)-26

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 準備及び後片付けに要する費用
- イ 着手時の進備費用
- ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用
- 調査・測量,丁張等に要する費用
- イ 工事着手前の基準測量等の費用
- ロ 縦,横断面図の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ニ 丁張の設置等の費用
- 3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐 開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用(伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。)
- 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備に要する費用。
- 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。
- (2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(3) 施工単価入力基準表

① 準備費 (運搬費用積上げ分)

施工歩掛コード	WB010160		施工単	位	式
施工区分	入	力	条	件	:
区 分			J 1		
準 備 費		運搬費月	用(千円)		

- (注) 運搬費用は、工事現場から処分場までの往復の費用を計上する。
- ② 進備費(処分費用積上げ分)

一川人 (人)人(八)人(八)人(人)	17 737		
施工歩掛コード	WB010170	施工単位	式
施工区分	入 力	条作	‡
区 分		J 1	
準 備 費	処分費用	用 (千円)	

- (注) 1. 処分費用は、管理費区分「T」を設定している。
- 2. 処分費用は、処分場での費用を計上する。

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 準備及び後片付けに要する費用
- イ 着手時の準備費用
- ロ 施工期間中における準備,後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用
- 2) 調査・測量, 丁張等に要する費用
- イ 工事着手前の基準測量等の費用
- ロ 縦,横断面図の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ニ 丁張の設置等の費用
- 3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐 開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用(伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。)
- 4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出す る費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。
- 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。
- (2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(3) 施工単価入力基準表

① 準備費 (運搬費用積上げ分)

施工歩掛コード	WB010160	施工単位	式
施工区分	入力	条件	:
区 分		J 1	
準 備 費	運搬費	用(千円)	

- (注) 運搬費用は、工事現場から処分場までの往復の費用を計上する。
- ② 準備費(処分費用積上げ分)

施工歩掛コード	WB010170		施工単	位	夫
施工区分	入	カ	条	件	=
区 分			J 1		
準 備 費	処分費用 (千円)				

- (注) 1. 処分費用は、管理費区分「T」を設定している。
 - 2. 処分費用は、処分場での費用を計上する。

	積算基準〔1一般土木〕第 Ⅰ編 総則(平成 2	27年10月30日以降適用) 改定対照表
頁	現 行	改 定 (平成28年4月1日以降適用)
頁 I -2-②-28		

積算基準 [1一般土木] 第 I 編 総則 (平成27年10月30日以降適用)

頁 現 行 改 定 (平成28年4月1日以降適用)

[1 一般土木]第Ⅱ編 共通工 第5章 仮設工 ②交通誘導警備員へ移動

1) 交诵誘導警備員の積算

I -2-(2)-29

現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。

表2.1 交通誘導警備員の計上区分

	24	>1~=m3 () = may(m) == /3	
区分	現場条件	計	章 式
ムカ	区分	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	A×必要日数×N	A×必要日数×N
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N
5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N
6	24 時間勤務 実働 24 時間(交替要員有り)	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N

- (注) 1. A:交通誘導警備員単価 N:配置人員
 - 2. 日曜, 祝祭日等の休日割増は適用しない。
 - 3. 区分5,6は2交替制勤務とする。
 - 4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。
 - 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

2) 交通誘導警備業務における配置基準

以下の配置基準に基づき,交通誘導警備員を配置する場合は交通誘導警備員Aを1人以上とし,それ以外で配置する場合は,交通誘導警備員Bとする。

①配置基準

- (イ)高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道又は道路法(昭和27年法律第180号)第48号の4第1項に規定する自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。
- (ロ)上記(イ)のほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。

②新潟県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めている路線は、下記の8路線(新潟県内に限る)である。

- (イ)一般国道7号
- (口)一般国道8号
- (ハ)一般国道17号
- (ニ)一般国道18号
- (ホ)一般国道49号
- (へ)一般国道113号
- (ト)一般国道116号 (チ)一般国道117号
- 2) 呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7% (円)

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。

1) 交通誘導警備員の積算

現場条件に応じて, 交通誘導警備員の配置人員, 作業時間帯, 期間を計上する。

改定対照表

表2.1 交通誘導警備員の計上区分

	24-1	人是助寺昌備员の日工匠刀	
EA	珥 組 久 仲	計	其
区ガ	区分 現場条件 ►	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
4	昼間勤務(8:00~17:00)	A×必要日数×N	A×必要日数×N
-	実働 8時間(交替要員無し)	1111/232 H 381111	110000000000000000000000000000000000000
2	昼間勤務 (8:00~17:00)	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N
	実働 9時間(交替要員有り)	.=-,. ,,.	
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 宇働 8時間 (☆紘東昌無1)	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N
	SCHOOL OF THE COMMON		
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N
-5-	24時間勤務	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N
	大勝 温 時間(文音安員派し)		
-6-	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N
	天勝 21 時间(文音安貝等リ)		

(注) 1. A:交通誘導警備員単価 N:配置人員

- 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
- 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。
- 4. 交替要員有りは、体憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。
- 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

2) 交通誘導警備業務における配置基準

以下の配置基準に基づき,交通誘導警備員を配置する場合は交通誘導警備員 Λ を1人以上とし,それ以外で配置する場合は,交通誘導警備員Bとする。

①配置基準

- (イ)高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道又は道路法(昭和27年法律第180号)第48号の4第1項に規定する自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。
- (ロ)上記(イ)のほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置するニュー

②新潟県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めている路線は、下記の8路線(新潟県内

- に限る)である。 (イ)一般国道7号
- (口)一般国道8号
- (ハ)一般国道17号
- (二)一般国道18号
- (本)一般国道49号
- (へ)一般国道113号
- (ト)一般国道116号
- (チ)一般国道117号

呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7% (円)

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。

積算基準〔1一般土木〕第 I 編 総則(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

I -2-2)-37

- (2) 現場管理費の算定
- 1) 現場管理費は別表第1(第1表~第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2) 算定方法 1)率計算による部分の(ハ) 及び「2. 共通仮設費(2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (3) 現場管理費率の補正
- 1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正
- イ) 緊急工事の場合

緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直 轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第 10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

- 2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正
- イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第 1表,第2表)の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び 工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
	鋼橋架設工事	
大都市	舗装工事	1. 2
人相印	電線共同溝工事	1.2
	道路維持工事	

- (注) 施工地域区分は以下のとおりとする。
- 大都市: 札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市,

東京(23 区), 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大 阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市のうち, 施工地域の 区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

- DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全体 が 5.000 人以上となっている地域をいう。
- ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を 行うものとする。

(2) 現場管理費の算定

現場管理費は別表第1(第1表~第5表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2.共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ハ)」及び「2.共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2)大都市を考慮した現場管理費率の補正」及び「2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正」及び「3)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。

ただし、2)及び3)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。

- 1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正
- イ) 緊急工事の場合

緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直 轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第 9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第 10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

- 2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正
- イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第 1表,第3表)の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び 工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	
	舗装工事	1.2
人相印	電線共同溝工事	1.2
	道路維持工事	

(注) 大都市の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市:札幌市,仙台市,さいたま市,川口市,草加市,千葉市,市川市,船橋市,習志野市,浦安市,

東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市のうち, 施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

適用の 明確化

積算基準〔1一般土木〕第 I編 総則(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

□ 現 行 改 定 (平成28年4月1日以降適用)

I -2-2)-38

3) 施工地域,工事場所を考慮した現場管理費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1(第1表~第4表)の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

なお、電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

施	工地域・工事場所区分	補正値(%)
市	街 地	1.5
山	間僻地及び離島	0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響 を受ける場合	1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響 を受けない場合	0.0

また,以下の施工地域,工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は,別表第1の現場管理 費率標準値(第1表~第2表)に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
	鋼橋架設工事	
市街地	舗装工事	1. 1
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地: 施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。DID地区

とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全

体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島: 施工地域が人事院規則における特地勤務手当てを支給するために指定した地区,及

びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部: 施工地域が上記以外の地区をいう。

(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通の影響: ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合

を受ける場合 ② "地下埋設物件の影響を受ける場合

③ ″ 50m以内に人家(民家,商店,ビル等)が連なっている場合

3) 施工地域,工事場所を考慮した現場管理費率の補正

イ) 施工地域,工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1(第1表~第5表)の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

なお、電線共同溝工事には適用しない。

施	工地域・工事場所区分	補正値(%)
市	街 地	1.5
山	間僻地及び離島	0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響 を受ける場合	1.0
AE/7 HD	施工場所が一般交通等の影響 を受けない場合	0.0

(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地: 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区

とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全

体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島: 施工地域が人事院規則における特地勤務手当てを支給するために指定した地区、及

びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部: 施工地域が上記以外の地区をいう。

(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通の影響: ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合

を受ける場合 ② "地下埋設物件の影響を受ける場合

前ページから

③ " 50m以内に人家(民家、商店、ビル等)が連なっている場合

適用の 明確化

(注3)施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において,<mark>施工</mark>地域・<mark>工事場所</mark>区分が2つ以上となる場合には,補正値の大きい方を適用す

ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1の現場管理費率 標準値(第1表〜第2表)に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
	鋼橋架設工事	
	橋梁保全工事	
市街地	舗 装 工 事	1. 1
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。

積算基準〔1一般土木〕第 [編 総則(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

頁 現 行 改 定 (平成28年4月1日以降適用)

I -2-(2)-39

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

4) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

- (4) 支給品の取扱い
- 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。
- (5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。
- 1) 別途製作工事で製作し、架設 (据付) のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事 費には含めない。
- 2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告又は指名通知時の市場価格又は類似品価格とする。
- 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含めない。
- (6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、 間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む)
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める
区 分	める割合が3%以下でかつ処分費等が3	割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万
	千万円以下の場合	円を超える場合
共 通 仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める 割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算 の対象としない。ただし、対象となる金額は3 千万円を上限とする。
現 場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める 割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算 の対象としない。ただし、対象となる金額は3 千万円を上限とする。
一 般	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める 割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算 の対象としない。ただし、対象となる金額は3 千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 - なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
 - 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

前ページへ

4) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

- (4) 支給品の取扱い
- 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。
- (5) 現場管理費の積算において支給品,貸付機械がある場合は、次により積算する。
- 1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事 費には含めない。
- 2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告又は指名通知時の市場価格又は類似品価格とする。
- 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含めない。
- (6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む)
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める
区 分	める割合が3%以下でかつ処分費等が3	割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万
	千万円以下の場合	円を超える場合
共 通 仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める 割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算 の対象としない。ただし、対象となる金額は3 千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める 割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算 の対象としない。ただし、対象となる金額は3 千万円を上限とする。
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める 割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算 の対象としない。ただし、対象となる金額は3 千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 - なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
- 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

積算基準〔1一般土木〕第 [編 総則(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

頁 現 行 改 定 (平成28年4月1日以降適用)

I -2-2-40

(7) 現場管理費の計算

1) 施工時期,工事期間,大都市を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費× {(現場管理費率標準値×補正係数)+補正値}

対象純工事費:純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1 (第1表、第2表)による。 補正係数は、(3)2)大都市を考慮した現場管理費率の補正による。 補正値は、(3)1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工時期, 工事期間, 施工地域, 工事場所を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正値) 現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)+補正値}

対象純工事費:純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1 (第1表~第4表) による。 補正係数は、(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。 補正値は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を 考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1

現場管理費率標準値

第1表

対象額	700万円 以 下	700万円を 以	超え10億円 下	10億円を 超えるもの
20.100.100	<u></u> У Г		り算出された率と	他たるもの
適用区分	下記の	(2)の昇止式によする。	り昇山された半と	下記の
	率	ただし、変数値に	は下記による。	率
TELL	とする	A	b	とする
工種区分				
河 川 工 事	42. 02	1, 169.0	-0. 2110	14.75
河川・道路構造物工事	28. 22	52.6	-0. 0395	23. 20
海 岸 工 事	26. 90	104.0	-0. 0858	17.57
道路改良工事	32. 73	80.0	-0. 0567	24.71
鋼橋架設工事	39. 06	105.6	-0.0631	28.56
P C 橋 工 事	30. 09	113. 1	-0. 0840	19.84
舗 装 工 事	39. 39	622.2	-0. 1751	16.52
砂防・地すべり等工事	44. 58	1, 281. 7	-0. 2131	15. 48
公 園 工 事	41. 68	366.3	-0. 1379	21.03
電線共同溝工事	58. 82	2, 235. 6	-0. 2308	18.72
情報ボックス工事	52. 66	1, 570.0	-0. 2154	18. 08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

(7) 現場管理費の計算

1) 施工時期, 工事期間, 大都市を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費× {(現場管理費率標準値×補正係数)+補正値}

対象純工事費:純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費幸標準値は、別表第1 (第1表、第3表) による。 補正係故は、(3)2)大都市を考慮した現場管理費率の補正による。 補正値は、(3)1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工時期, 工事期間, 施工地域, 工事場所を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正値) 現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)+補正値}

対象純工事費:純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表~第5表)による。 補正係数は、(3)3)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。 補正値は、(3)1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3)施工地域、工事場所を 考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1

現場管理費率標準値

第1表

700万円 以 下	700万円を 以	超え10億円 下	10億円を 超えるもの
下記の 率 とする	する。		下記の 率 とする
42. 02	1, 169. 0	-0. 2110	14.75
41. 29	420.8	-0. 1473	19.88
26. 90	104.0	-0. 0858	17.57
32. 73	80.0	-0.0567	24.71
46. 66	276. 1	-0. 1128	26.66
30. 09	113.1	-0.0840	19.84
39. 39	622. 2	-0. 1751	16.52
44. 58	1, 281. 7	-0. 2131	15. 48
41. 68	366.3	-0. 1379	21.03
58. 82	2, 235. 6	-0. 2308	18.72
52. 66	1, 570. 0	-0. 2154	18.08
	以下 下記の 率 とする 42.02 41.29 26.90 32.73 46.66 30.09 39.39 44.58 41.68 58.82 52.66	以下 以 (2)の算定式によする。 をだし、変数値にとする A 42.02 1,169.0 41.29 420.8 26.90 104.0 32.73 80.0 46.66 276.1 30.09 113.1 39.39 622.2 44.58 1,281.7 41.68 366.3 58.82 2,235.6 52.66 1,570.0	以下 以下 (2)の算定式により算出された率とする。 をする。ただし、変数値は下記による。 とする A b b 42.02 1,169.0 -0.2110 41.29 420.8 -0.1473 26.90 104.0 -0.0858 32.73 80.0 -0.0567 46.66 276.1 -0.1128 30.09 113.1 -0.0840 39.39 622.2 -0.1751 44.58 1,281.7 -0.2131 41.68 366.3 -0.1379 58.82 2,235.6 -0.2308

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

積算基準 [1一般土木] 第 I 編 総則 (平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

次ページへ

(平成28年4月1日以降適用) 現 行 頁

I -2-2-41

第2表

対象額	200万円 以 下	200万円を 以	超え1億円 下	1 億円を 超えるもの
適用区分	下記の率	(2)の算定式によ する。 ただし、変数値に	り算出された率と は下記による。	下記の 率 とする
工種区分	とする	A	ь	290
道路維持工事	51. 14	316.8	-0. 1257	31. 27
河 川 維 持 工 事	41. 28	166.7	-0.0962	28. 34

第3表

71012					
	対象額	1,000万円 以 下	1,000万円を 以	と超え20億円 下	20億円を 超えるもの
ĬĬ.	適用区分	下記の率	(2)の算定式によ する。 ただし,変数値に	り算出された率と は下記による。	下記の率
工種区分		とする	A	b	とする
共 同 溝 等 工 事	(1)	48. 95	367.7	-0. 1251	25. 23
光 问 傅 守 工 尹	(2)	37. 50	110.6	-0.0671	26. 28
トンネルコ	: 事	43. 96	203.6	-0.0951	26. 56
	(1)	33. 46	50.8	-0. 0259	29. 17
下水道工事	(2)	36. 91	213.5	-0. 1089	20. 73
	(3)	31. 58	48.4	-0.0265	27. 44

第4表

対象額	3億円 以 下	3 億円を 以	超え50億円	50億円を 超えるもの
適用区分	下記の 率 とする	(2)の算定式によ する。 ただし、変数値に	り算出された率と は下記による。	下記の 率 とする
工種区分	とする	A	b	とする
コンクリートダム	22. 60	301.3	-0. 1327	15. 56
フィルダム	33. 08	166.5	-0. 0828	26. 20

3) 現場管理費率の算定式

Jo=A・Np^b ただし, Jo:現場管理費率 (%)

N p : 純工事費 (円)

A, b:変数値

- (注) 1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 - 2. 対象とする純工事費については,「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分 の (ニ)」及 び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第2表

対象額	700万円 以 下	700万円を 以	超え3億円 下	3 億円を 超えるもの
適用区分	適用区分 下記の 率		(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。	
工種区分	とする	A	b	とする
橋梁保全工事	63. 10	1508.7	-0. 2014	29.60

第3表

対象額	200万円 以 下	200万円を 以	超え1億円 下	1 億円を 超えるもの
適用区分工種区分	下記の 率 とする	(2)の算定式によ する。 ただし、変数値に A	り算出された率と は下記による。 b	下記の 率 とする
道路維持工事	58. 61	605. 1	-0. 1609	31. 23
河川維持工事	41. 28	166.7	-0. 0962	28.34

第4表

寿 4衣					
対象額		1,000万円 以 下	1,000万円を 以	を超え20億円 下	20億円を 超えるもの
工種区分	適用区分	下記の 率 とする	(2)の算定式によ する。 ただし、変数値に A	り算出された率と は下記による。 b	下記の 率 とする
共 同 溝 等 工 事	(1)	48. 95	367.7	-0. 1251	25. 23
共 四 侢 守 丄 尹	(2)	37. 50	110.6	-0.0671	26. 28
トンネルコ	事	43. 96	203.6	-0.0951	26.56
	(1)	33. 46	50.8	-0. 0259	29. 17
下 水 道 工 事	(2)	36. 91	213.5	-0. 1089	20.73
	(3)	31. 58	48. 4	-0.0265	27.44

	積算基準〔1一般土木〕第I編 総則(平成2)	
頁	現 行	改 定 (平成28年4月1日以降適用)
I -2-2-42		第5表
		3 億円 3 億円を超え50億円 50億円を 対象額 以 下 以 下 超えるもの
		適用区分 下記の 率 とする (2)の算定式により算出された率と する。 本 とただし、変数値は下記による。 とする 下記の 率 とする とする
		工種区分 A b こりる A b コンクリートダム 22.60 301.3 -0.1327 15.56
		フィルダム 33.08 166.5 -0.0828 26.20
		3) 現場管理費率の第定式

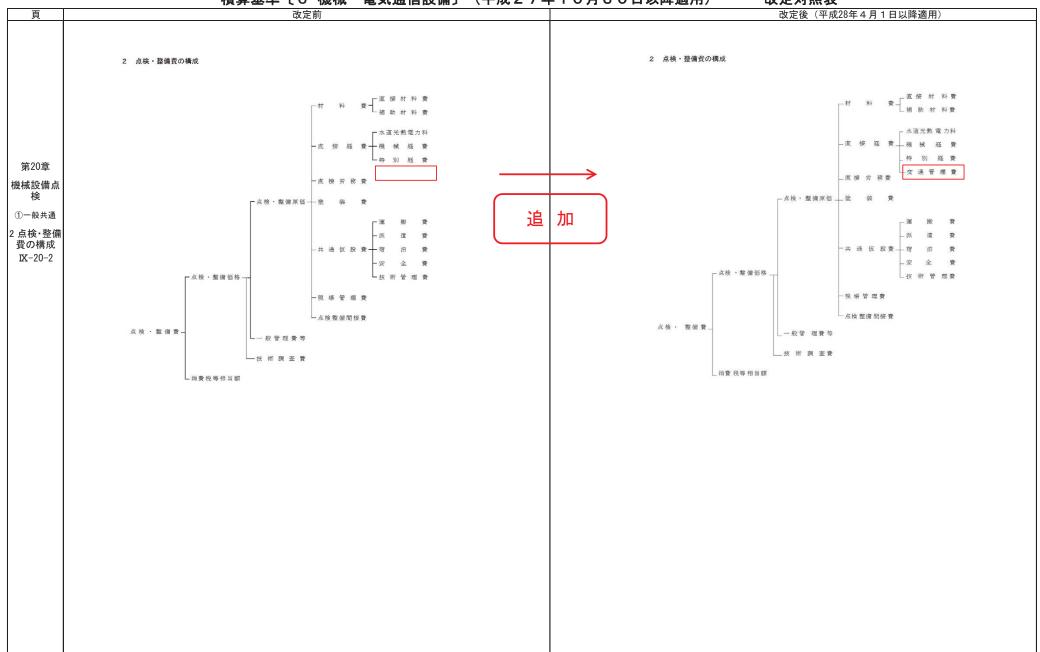
積算基準〔6 機械・電気通信設備〕(平成27年10月30日以降適用)

	積算基準〔6 機械·電気通信設備〕(平成 2	27年10月30日以降適用) 改定対照表
頁	改定前	改定後(平成28年4月1日以降適用)
第1章 一般負責 無其工事 程度付工事 (M) 数 1-7	(1) 共通仮設費 共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。 (イ) 運飲費	2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。 (41) 運費費 a 機械器具の運搬に要する費用 b 現場所における機材の運搬に要する費用 (12) 滞備費 a 工事事手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用 b 調素、消量、丁澱等に要する費用 c 代用、整地及び除底に要する費用 (八) 事業費夫防止施設費 工事施工に伴って発生する餐育, 地盤沈下・地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・搬去乗及び当款施設の維持管理等に要する費用 (二) 安全費 a 安全監設等に要する費用 b 安全策理等に要する費用 c aから b に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用 (本) 投務費 a 土地の作上げに要する費用 b 電力、用水等の基本料 (へ) 技術管理費 a 品質证明のための政験等に要する費用 b 出来形管理のための政験等に要する費用 c 工程管理のための政験等に要する費用 d 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子結品等に要する費用 d 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子結品等に要する費用 c 工程管理のための資料の作成に要する費用 d 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子結品等に要する費用 p 本から d にまで掲げるものか他、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 (ト) 常等費 a 現場事務所、倉庫及び材料保管場の営得に要する費用 b 労働者宿舎の意識に要する費用 c 労働者の輸送に要する費用 d 営舗要な係る要用 d 営舗要な係る要用
第1章 一般共通 ⑤請負工事 費の積算 2-1直接エ 事費 IX-1-14	(4) 塗装費 1) 塗装費の複算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。 3) ステンレス銅酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。 (5) 直接経費 1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。 なお、機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「積算基準 [5 建設機械損料表]」等によるものとする。 2) 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「積算基準 [5 建設機械損料表]」によることを標準とする。 (6) 仮設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特配仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。	(4) 盗装費 1) 強装費の複算は、(盗装売簿) × (1㎡当りの単価)とする。 ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。 3) ステンレス頻酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。 (5) 直接経費 1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。 なお、機械経費は「背算基準 [5 建設機械損料表]」等によるものとする。 2) 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「積算基準 [5 建設機械損料表]」によることを標準とする。 (6) 仮設費 現場条件等を遺確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特別仕様害に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し負複計上のないようにするものとする。 。 交通誘導等偏員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 b その他、現場条件等により積上げを要する費用

積算基準 [6 機械·電気通信設備] (平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

5	積昇基準 1.6 機械・電気通信設備」(平成27年	
頁	改定前	改定後(平成28年4月1日以降適用)
	1) 運搬費	
	(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。	
	a 建設機械の自走による運搬	1) 運搬費
	b 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出	(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。
	c 質量 20t 未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出	a 建設機械の自走による運搬
	d トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用	b 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出
	e 建設機械等の日々回送に要する費用	c 質量 20t 未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出
	f 建設機械、機材等(足場材等)の現場内小運搬	d トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 60t 以下の分解・組立及び輸送に要する費用
	(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるも	e 建設機械等の日々回送に要する費用
1章	のとする。	f 建設機械,機材等(足揚材等)の現場内小運搬
2共通	a 質量 20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 60t	(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるも
負工事	a 資量200以上の建設機械の負担日齢単等による建筑(ドノタックレーン(個性神和シン全 00) 以下を除く)	のとする。
ス <u>ー</u>	以下を除く) b 仮設材等(種工板等)の運搬	a 質量 20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 60t
直接工	b 仮数材等(複工板等)の連頻 c その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	以下を除く)
,x	c その他, 上事施工工必要な建設機械器具の運搬等に要する資用 2) 準備費	b 仮設材等(覆工板等)の運搬
	2) 4年開発 (イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。	c その他, 工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
1-16	(イ) 共画仮放養やに含まれる理価資は、休のとわりとする。 a 工事着手前の基準点測定量等や工事着手時の準備費用	2) 準備費
	a 上サイナ肌の医量が、工サイナがの中間質用 b 完成時の後片付け費用	(イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。
	元 元	a 工事着手前の基準点測定量等や工事着手時の準備費用
		b 完成時の後片付け費用
	施工期間中における準備、後片付け費用 (ハ) 権上げ権算による準備費は、次のとおりとする。	(ロ) 据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。
	The state of the s	施工期間中における準備,後片付け費用
	(文明、除根、除草、整地、段切り、すり付け等要する費用。この場合は特配仕様書に明示	(ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。
	し積上げ積算するものとする。	伎開、除様、除草、整地、段切り、すり付け等要する費用。この場合は特配仕標書に明示
	3) 事業損失防止施設費	し積上げ積算するものとする。
	現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。	3) 事業損失防止施設費
	a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を	現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
	未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	a 工事施工に伴って発生する騒音, 振動, 地盤沈下, 地下水の断絶等に起因する事業損失を
	b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
	4) 安全費	b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用
	(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。	4) 安全費
	a 工事地域内全般の安全管理上の監視, あるいは連絡等に要する費用	(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
	b 不稼働日の保安要員等の費用	a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
	c 安全用品等の費用	b 不稼働日の保安要員等の費用
	d 安全委員会等に要する費用	c 安全用品等の費用
	e 標示板、標識、保安燈、防護柵、パリケード□照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に	d 安全委員会等に要する費用
	要する費用及び使用期間中の損料	e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、 <u>架空線等事故訪止対策簡易ゲート</u> 照明等
	(ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要	の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
	額を適正に積上げるものとする。]及び (ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要
	Section (Spinish at the Original International Internation	額を適正に積上げるものとする。
	a 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用	たお、様上げ針上した場合は特彰仕様書に明示するものとする。
	WE TOUR DILL TOWN ON THE TOUR OF THE TEXT TOWN	a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用
	c 夜間作業を行う場合における照明に要する費用	b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
	d 酸素欠乏症の予防に要する費用	c 酸素欠乏症の予防に要する費用
	e 河川,海岸工事等における救命艇に要する費用	d 河川,海岸工事等における教命艇に要する費用
	f 粉塵作業の予防に要する費用	e 粉塵作業の予防に要する費用
1		

積算基準〔6 機械・電気通信設備〕(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表



積算基準〔6 機械・電気通信設備〕(平成27年10月30日以降適用) 改定対照表

	가수÷	サージリングログF7にリリングでは、100mmの100mm01000mm01000mm01000mm01000mm01000mm01000mm01000000
貝		
東20章 機械設備点 ①一般共通 3 点検・費目 IX-20-3	 (4) 強装費 点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。 (5) 共通仮設費 1) 運搬費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材(足揚等)の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。 2) 派遣費 	② 点検・整備度の費目
	1) 運粮費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材(足揚等)の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。	点検・整備に伴う部分的な補修釜装に要する費用である。 (5) 共通仮設費 1) 運搬費
	点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。	間接費である。 3) 宿泊費

積算基準〔6 機械・電気通信設備〕(平成27年10月30日以降適用)

改定対照表

改定前 改定後(平成28年4月1日以降適用) 頁 4) 安全費 4) 安全費 当該業務の安全施工に必要な交通管理、安全管理及び安全施設等に要する費用である。 当該業務の安全施工に必要は安全管理及び安全施設等に要する費用である。 5) 技術管理費 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。 5) 技術管理費 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。 (6) 現場管理費 削 点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。 (6) 現場管理費 「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、 点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。 工場・発注者・本支店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない光熱水道料、保険 「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、 料、現場での交際費、雑費等 工場・発注者・本支店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない光熱水道料、保険 第20章 料, 現場での交際費, 雑費等 機械設備点 (7) 点検整備間接費 点給整備工を派潰する会社の点給整備部門を管理運営するために要する費用である。 (7) 点検整備間接費点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費 検 用である。 「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者(管理技術者を含む)の給料、賞与及び諸 ①一般共通 手当, 法定福利費, 退職金, 旅費交通費, 会職費, 交際費, 福利厚生費, 動力用水光熱費, 印 「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者(管理技術者を含む)の給料、賞与及び諸 3 点検・整備 刷製本費,教育訓練費,図書費,不動産賃借料,保険料,租税公課,事務用品費,雑費等 手当, 法定福利費, 退職金, 旅費交通費, 会議費, 交際費, 福利厚生費, 動力用水光熱費, 印 費の費目 刷製本費, 教育訓練費, 図書費, 不動産賃借料, 保険料, 租税公課, 事務用品費, 雑費等 IX-20-4 3-2 一般管理背等 「一般管理費(企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用)」及び「付加利益」であ 3-2 一般管理費等 「一般管理費(企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用)」及び「付加利益」である。 「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生 「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生 費, 退職金, 修繕維持費, 事務用品費, 通信交通費, 交際費, 不動産賃借料, 保険料, 減価償 費,退職金,修繕維持費,事務用品費,通信交通費,交際費,不動産賃借料,保険料,減価償 却費,動力用水光熱費,調查研究費,寄附金,租稅公課,広告宣伝費,契約保証費,雜費等 却費,動力用水光熱費,調查研究費,寄附金,租税公課,広告宣伝費,契約保証費,雜費等 「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留 「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留 保金, 支払利息割引料, 支払保証料, その他営業外費用等 保金, 支払利息割引料, 支払保証料, その他営業外費用等 3-3 技術調査費 3-3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、 点絵・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、 宿 宿泊費,賃金,間接費,一般管理費等である。 泊費, 賃金, 間接費, 一般管理費等である。 3-4 消費税等相当額 3-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。

積算基準 [6 機械·電気通信設備] (平成27年10月30日以降適用) 改定対照表 改定前 改定後(平成28年4月1日以降適用) 頁 4 点検・整備費の積算 4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 4-1 点検・整備原価 4-1 点検・整備原価 (1) 材料費 (1) 材料費 1) 直接材料費 1) 直接材料費 第20章 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。 機械設備点 (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。 (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。 検 (ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 (ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとす なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。 る。なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。 ①一般共通

新

2) 補助材料費

点検・整備

費の積算

IX-20-5

- (イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費) × (補助材料費率)とする。
- (ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。
- (ハ) 補助材料費率は、表-20・1 のとおりとする。

表-20·1 補助材料費率

(96)

	機 械 股	偏 名	補助材料費率
200 550 1000	河川用水門·	銅製ゲート	4
河川用水門設備	堰 設 備	ゴム引布製起伏ゲート	4
	樋門樋管ゲート		3
ダム用水門割	· 技備		4
揚排水ポンフ	"設備		3
トンネル	送 (排) 風機		2
換気設備	2		
非常用施設			2
道路排水設備			2

(2) 直接経費

- 直接経費の積算は、[(点検整備工費) × (直接経費率) + (積上げ積算による直接経費)] とする。
- 2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。
- (イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。
- (ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。
- 3) 直接経費率は、表-20・2 によるものとする。
- 4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。
- (イ) 高所作業車,発動発電機(排出ガス対策型),洗浄機等の損料,及び仮設材(足場等)の損料とする。
- (ロ) 水道光熱電力料及び特別経費。
- (ハ) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金等の資料により決定するものとする。なお、機械経費は、「積算基準 [5 建設機械損料表]」等によるものとする。

(ハ) 補助材料費率は、表-20・1 のとおりとする。 表-20・1 植助材料費率

(イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。

(ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労

(96)

	機械設	備名	補助材料費率
	河川用水門・	鋼製ゲート	4
河川用水門設備	堰 設 備	ゴム引布製起伏ゲート	4
	樋門樋管ゲート		3
ダム用水門都	计		4
揚排水ポンフ	"設備		3
トンネル	トンネル 送(排) 風機		
換気股 備 ジェットファン		2	
非常用施設	•		2
道路排水股值	i i		2

(2) 直接経費

務費とする。

- 直接経費の積算は、〔(点検整備工費)×(直接経費率)+(積上げ積算による直接経費)〕とする。
- 2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。
- (イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。
- (ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。
- 3) 直接経費率は、表-20・2 によるものとする。
- 4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。
- (イ) 高所作業車,発動発電機(排出ガス対策型),洗浄機等の損料,及び仮設材(足場等)の損料 とする。
- (ロ) 水道光熱電力料及び特別経費。
- (ハ) 個々の費目別に見積書,実績価格,標準料金等の資料により決定するものとする。なお、機械経費は、「積算基準[5 建設機械損料表]」等によるものとする。
- (二) 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用

1-3

② 間接工事費

1. 共通仮設費

1-1 間接工事費の対象額の運用について

「積算基準 [1 一般土木] 第 I 編 総則 第 2 章 ②間接工事費」のほか、下記の「間接工事費等の項目 別対象表(運用歩掛)」による。ただし、積算基準の体系及び間接工事費等率によらないなど、個々の製品 について疑義がある場合は、個別の判断が必要となることに留意すること。

間接工事費等の項目別対象表 (運用歩掛)

同はエデスマンスロかり示式(産ルジェ)					
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	備考	
鋼製スリットダム (砂防)	×	×	0	鋼橋門扉等工場原価 (注)1	
雪崩減勢工・雪崩防護工の 工場で製作する鋼製構造物	×	×	0	鋼橋門扉等工場原価 (注)1	
高欄 (購入品)	0	0	0	一般材料費 (注) 2	
デザイン高欄 (購入品)	0	0	0	一般材料費	
一般照明柱	0	0	0	材料 (積算基準6 WI-2-5)	
照明器具 (LEDを除く)	0	0	0	材料 (積算基準6 ⅥI-2-5)	
照明器具(LED)	×	0	0	材料 (積算基準 6 VII-2-5)	
デザインポール (柱)	×	×	0	鋼構造製作物 (積算基準6 VII-2-5)	
デザインポール機器費	×	×	×	機器 (積算基準6 VII-2-5)	
現場で組立のある看板等	×	0	0	大型遊具(桁等購入費)に 準じる	
現場で組立のない看板等	×	×	0	鋼構造製作物に準じる	

- (注)1. 積算基準6により積算できるが、物価資料等に単価が掲載されている場合は、物価資料等の単価により 積算し、鋼橋門扉等工場原価扱いとし、一般管理費のみ対象とする。
 - 2. 物価資料等に掲載されている規格品等以外で、発注者仕様により個別製作するようなデザイン高欄の場合は、「鋼橋門扉等工場製作原価」扱いとし、一般管理費のみ対象とする。

1-2 「Made in 新潟」の間接工事費の対象額の運用について

詳細については、平成22年4月21日付け技第414号「Made in 新潟 新技術等の設計積算方法の変更について (通知)」を参照すること。 削除

② 間接工事費

1. 共通仮設費

1-1 間接工事費の対象額の運用について

「積算基準 [1 一般土木] 第 I 編 総則 第 2 章 ②間接工事費」のほか、下記の「間接工事費等の項目 別対象表(運用歩掛)」による。ただし、積算基準の体系及び間接工事費等率によらないなど、個々の製品 について疑義がある場合は、個別の判断が必要となることに留意すること。

間接工事費等の項目別対象表(運用歩掛)

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	備考
鋼製スリットダム (砂防)	×	×	0	鋼橋門扉等工場原価 (注)1
雪崩滅勢工・雪崩防護工の 工場で製作する鋼製構造物	×	×	0	鋼橋門扉等工場原価 (注)1
高欄(購入品)	0	0	0	一般材料費 (注)2
デザイン高欄 (購入品)	0	0	0	一般材料費
一般照明柱	0	0	0	材料 (積算基準6 Ⅵ -2-5)
照明器具(LEDを除く)	0	0	0	材料 (積算基準6 Ⅶ-2-5)
照明器具(LED)	×	0	0	材料 (積算基準6 Ⅶ -2-5)
デザインポール (柱)	×	×	0	鋼構造製作物 (積算基準6 Ⅶ -2-5)
デザインポール機器費	×	×	×	機器 (積算基準6 Ⅶ-2-5)
現場で組立のある看板等	×	0	0	大型遊具(桁等購入費)に 準じる
現場で組立のない看板等	×	×	0	鋼構造製作物に準じる

- (注)1. 積算基準6により積算できるが、物価資料等に単価が掲載されている場合は、物価資料等の単価により 積算し、鋼橋門扉等工場原価扱いとし、一般管理費のみ対象とする。
- 2.物価資料等に掲載されている規格品等以外で、発注者仕様により個別製作するようなデザイン高欄の場合は、「鋼橋門扉等工場製作原価」扱いとし、一般管理費のみ対象とする。

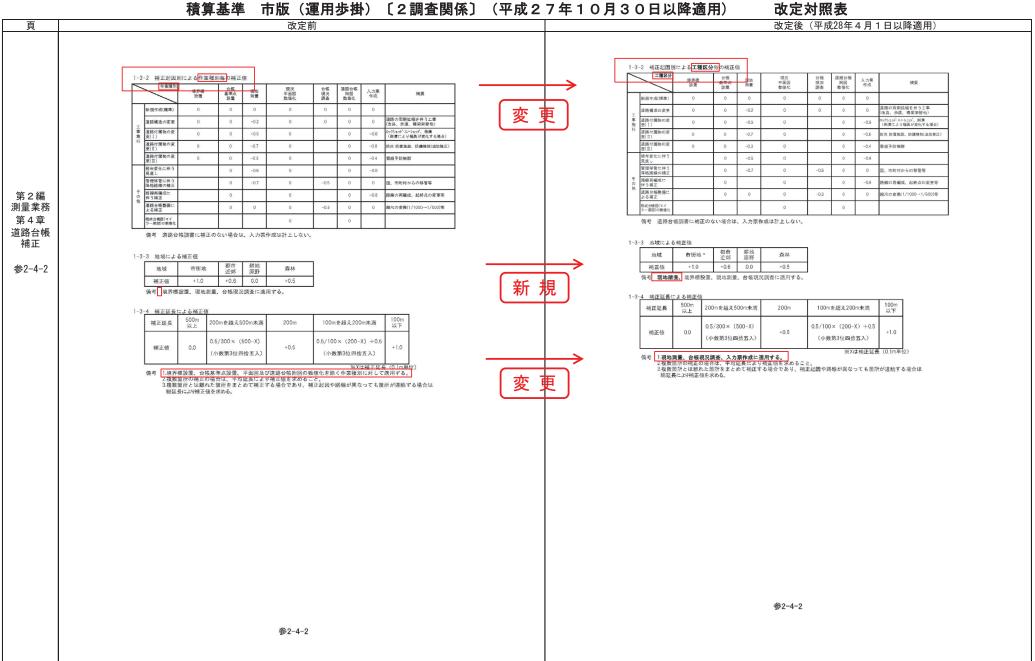
頁	積算基準 市版(運用歩掛) 〔2調査関係〕(平成2 現 行	27年10月	月30日以降	適用) 改定対照表 改 定 (平成28年4月1日以降適用)
	-5t 11			以 足 (干成20年4月1日及阵题用/
参1-1-2	(なし)	頁	読み替え前	読み替え後
		設計業務	务等標準積算基準	ŧ
		第1編	測量業務 第1	章 測量業務積算基準
		1-1-2	なし	「第1節 1-3-2 1. 測量作業費(1) 直接測量費④ 直接経費」に下記を 追加する。 (e) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は,電子成果品作成に要する費用である。
		1-1-9	なし	「第1節」 に下記を追加する。 1-6 電子成果品作成費 「測量成果電子納品要領 (案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、これによりがたい場合は別途計上する。 電子成果品作成費(千円) = 2.3 x ^{0.44} ただし、x:直接人件費(千円) (注)1.上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。 2.算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 3.電子成果品作成費の上下限については、上限:170千円、下限:10千円とする。
		2-1-5	(省略)	第1章 地質調査積算基準 「別表第1 (1)諸経費率標準値」 を下表により読み替える。 対象額 100万円以下 100万円を超え3000万円以下 3000万円を超えるもの (2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。 トだし、変数値は下記による。 トだし、変数値は下記による。 トだし、変数値は下記による。 トだし、変数値は下記による。 トだし、変数値は下記による。 ト記の率とする 第1章 調査、計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務 「第2節 2-3 (1) 直接測量費 4)直接経費」に下記を追加する。 ④ 電子成果品作成費
		112	<i>'</i> & <i>C</i>	電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。

積算基準 市版(運用歩掛) [2調査関係] (平成27年10月30日以降適用) 改定対照表 改定後(平成28年4月1日以降適用) 改定前 第4章 道路台帳補正 (参考資料) 第4章 道路台帳補正 (参考資料) 第1節 道路台帳補正 1-1 適用範囲 1-1 適用範囲 (1)一般国道(指定区間除く)及び県道に係る道路法(昭和27年法律第180号)第28条に規定する道路台帳の補正を行う場合に適用する。 (1)一般国道(指定区間除く)及び県道に係る道路法(昭和27年法律第180号)第28条に規定する道路台帳の補正を行う場合に適用する。 (2)作業内容については、「新潟県道路台帳補正要領」による。 (2)作業内容については、「新潟県道路台帳補正要領」による。 1-2 標準歩掛 1-2-1 道路台區補下經準步掛 1-2-1 道路台帳補正標準歩掛 第2編 工種区分 測量区分 測量 技師 技師 補 助手 測量業務 作基工程 第4章 道路台帳 補正 现的指击 境界標設置 食界模設置 参2-4-1 克界標设置 食界模設置 台帳基準点設置 (座標点設置) (新設・観測() 報用(外東) 計算整理(内業) 会観基準点特層 (座標点設置を含む) 台帳基準点投價 6 帳基準点設置 数值编集(内) 数值編集(内案) 数億地形器データ ファイルの作成(内) 製御地形図データ 成果等の整理(内) 況平面図数値作 現況平面図数值作 6帳現況調査 編集作業(内業 道路台帳別図數值 編集作業(内案) 路台帳附四数值 入力票作成(内集 備考 1.機械経費率は、主要機械器具、ライトバン運転費及び雑器材を対象としている。 備考 1.機械経費率は、主要機械器具、ライトバン運転費及び雑器材を対象としている。 2.材料費率は、材料費、雑品等を対象としている。 2.材料費率は、材料費、雑品等を対象としている。 3.現此踏香、材料費は、精度管理費係数の対象としない。 3.現地踏査、材料費は、精度管理費係数の対象としない。 4.旅費、交通費は上表に含まれない。 5.境界標は原則としてコンクリート杭を使用すること。ただし、市街地等でコンクリート杭の埋設が困難な場合は、 4.旅費、交通費は上表に含まれない。 境界鋲を使用する。また、山地部等で境界と道路の高低差が10m以上の場合は、プラスチック杭を使用してもよい。 5.境界標は原則としてコンクリート杭を使用すること。ただし、市街地等でコンクリート杭の埋設が困難な場合は、 境界鋲を使用する。また、山地部等で境界と道路の高低差が10m以上の場合は、プラスチック杭を使用してもよい。 6.中間打合せは1回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を減らす。 6.中間打合せは1回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。 7. 既成図面数値化のみを実施する場合は、打合せ、現況平面図数値化、道路台帳附図数値化を計上する。 7.既成図面数値化のみを実施する場合は、打合せ、現況平面図数値化、道路台帳附図数値化を計上する。 8.現地測量においては、通信運搬費率1.0%を計上する。 8.現地測量においては、通信運搬費率1.0%を計上する。 1-2-2 精度管理費係数 0.09 (境界標設置は0.02) (現地測量は0.05) 1-2-2 精度管理費係数 0.09 (境界標設置は0.02) (現地測量は0.05) 1-3 歩掛の補正 1-3 歩掛の補正 1-3-1 適用方法 1-3-1 適用方法 (1)新規に道路台帳を整備する場合は、標準歩掛を適用し、地域、補正延長、補正幅及び交通量の補正を必要に応じて行うこと。 (1)新規に道路台帳を整備する場合は、標準歩掛を適用し、地域、補正延長、補正幅及び交通量の補正を必要に応じて行うこと。 (2)既に作成してある道路台帳を補正する場合は、補正起因別に必要な作業を選び、各補正を行うこと。 (2)既に作成してある道路台帳を補正する場合は、補正起因別に必要な作業を選び、各補正を行うこと。 (3)補正方法 直接作業費=標準単価×(1+Σ補正值) 直接作業費=標準単価×(1+Σ補正值)

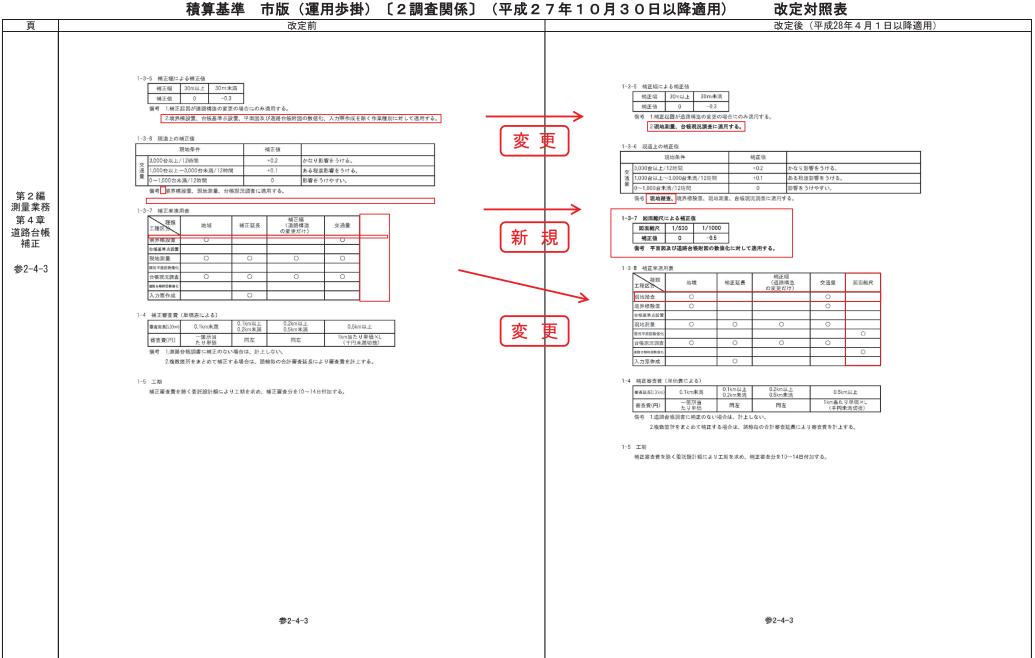
参2-4-1

参2-4-1

積算基準 市版(運用歩掛) [2調査関係] (平成27年10月30日以降適用)



積算基準 市版(運用歩掛) [2調査関係] (平成27年10月30日以降適用)



変

更

改定後(平成28年4月1日以降適用)

頁 第3編 地質調査 第2章 地質調査 運用 参3-2-1

第2章 地質調查運用(参考資料)

第7節 地すべり調査

7-1. ボーリング孔保孔管設置 30m当り

名称	品質	規格	単位	数量	適用
(人件費)					
普通作業員	継手手間		人	0. 2	
普通作業員	ストレーナ加工		人		別表-1により加工長を計上
普通作業員	挿入手間		人	0.45	
(材料費)					
保孔管	塩ビパイプ	φ 40mm	本	7. 5	
継手	ソケット	***) - (-	本	7	

改定前

①本表は硬質塩化ビニール管に使用する。 ガス管使用の場合は別途積算のこと。

②呼径別の作業手間は別表-1による。

PH=8-1

呼径	形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)	ストレーナー加工 10m当り	継手手間 10ヶ所当り	挿入手間 10m当り
VP40	48×4×4	0. 22	0.28	0.15
VP50	$65 \times 4.5 \times 4$	0. 24	0.30	0.20
VP65	$76 \times 4.5 \times 4$	0. 24	0.30	0.20
VP75	89×5.8×4	0.26	0.32	0.25
VP100	114×7×4	0. 28	0.35	0.30

①硬質塩化ビニールパイプはJISK-6741に規定されるものを使用のこと。

7-2. 自記水位計観測 1基1回当り

名称	単位	数量	適用
(人件費)			
主任地質調査員	人	(0.07) 0.11	
(材料費)			
用紙代	枚	(-) 0.1	
消耗品費	式	(1.0) 1.0	人件費の1%以内
(機械器具損料)			
水位計	日	(0. 07) 7. 0	

① () は携帯用触針式水位観測に使用。

- ②本表は1日実働時間7時間、1基1回観測時間30(15)分、次の観測地までの 平均移動時間15(15)分、合計45(30)分必要を標準とした歩掛である。 ③平均移動時間については、各現場により非常に異なるので、

- 実際の所要時間とする。 ④本表はフロートを上げ、水位の確認計測を含む。

第2章 地質調查運用(参考資料)

第7節 地すべり調査

7-1. ボーリング孔保孔管設置 30m当り

名称	品質	規格	単位	数量	適用
(人件費)					
普通作業員	継手手間		人	0.2	
普通作業員	ストレーナ加工		人		別表-1により加工長分を計上
普通作業員	挿入手間		人	0.45	
(材料費)					
保孔管	塩ビパイプ	φ 40mm	本	7.5	
継手	ソケット		本	7	

①本表は硬質塩化ビニール管に使用する。 ガス管使用の場合は別途積算のこと。

②呼径VP40以外の保孔管を使用の場合は、別表-1による。

别表-1

	呼径	形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)	ストレーナー加工 10m当り	継手手間 10ヶ所当り	挿入手間 10m当り
	VP40	$48\times4\times4$	0.22	0.28	0.15
Π	VP50	$65 \times 4.5 \times 4$	0.24	0.30	0.20
[VP65	$76\times4.5\times4$	0.24	0.30	0.20
	VP75	$89 \times 5.8 \times 4$	0.26	0.32	0. 25
г	VP100	$114 \times 7 \times 4$	0.28	0.35	0.30

①硬質塩化ビニールパイプはJISK-6741に規定されるものを使用のこと。

7-2. 自記水位計観測 1基1回当り

名称	単位	数量	適用
(人件費) 主任地質調査員	人	(0, 07) 0, 11	
(材料費)		0.11	
用紙代	枚	(-) 0.1	
消耗品費	式	(1.0) 1.0	人件費の1%以内
(機械器具損料)			
水位計	B	(0. 07) 7. 0	

- は携帯用触針式水位観測に使用。
- ②本表は1日実働時間1時間、1基1回観測時間30(15)分、次の観測地までの 平均移動時間15(15)分、合計45(30)分必要を標準とした歩掛である。 ③平均移動時間については、各現場により非常に異なるので、

- 実際の所要時間とする。 ④本表はフロートを上げ、水位の確認計測を含む。

参3-2-1

積算基準 市版(運用歩掛) [2調査関係] (平成27年10月30日以降適用) 改定対照表 改定後(平成28年4月1日以降適用) 改定前 頁 7-3. 自記水位計資料整理 1孔1ヶ月当り 7-3. 自記水位計資料整理 1孔1ヶ月当り 数量 数量 適用 地質調查技師 0.05 地質調査技師 主任地質調査員 主任地質調查員 0.5 0.5 (材料費) 人件費の1%以内 人件費の1%以内 第3編 ①水位変動図作成及び簡単な考察程度までとする。 (1)水位変動図作成及び簡単な考察程度までとする。 ②携帯用触針式水位計使用の場合も本表による。 ②携帯用触針式水位計使用の場合も本表による。 地質調査 ③触針式形態水位計で月10回以下の観測の場合は以下のとおりとする。 ③触針式形態水位計で月10回以下の観測の場合は以下のとおりとする。□ 第2章 資料整理単価(1孔1ヶ月当り) =標準歩掛(1孔1ヶ月当り)/10×月の観測回数 資料整理単価(1孔1ヶ月当り)=標準歩掛(1孔1ヶ月当り)/10×月の観測回数 地質調査

新

7-4. 簡易揚水試験 1回当り

運用

参3-2-2

名称	規格	単位	数量
(人件費)			
地質調査技師		人	0.08
主任地質調查員		人	0.25
地質調査員		人	0.25
普通作業員		人	0.25
(運転費)			
軽油		L	1.5
(材料費)			
雑品		式	1.0
(機械損料)			
ポンプ	真空ポンプ口径59mm排気量2.5m3/min	H	0.11
エンジン ①調杏ボーリング孔を利し	8PS	H	0.11

①調査ホーリンク孔を利用し、3m掘削毎に1回試験を行う。

7-5. 簡易揚水試験資料整理 10回当り

名称	規格	単位	数量	適用
(人件費)				
地質調査技師		人	0. 1	
主任地質調査員		人	1.0	
(材料費)				
消耗品費	用紙等	式	1.0	人件費の1%以内

①時間~水位回復曲線図作成及び土層の透水係数を求める。

7-6. パイプ歪計および孔内傾斜計の資料整理(歩掛の補正)

観測周期が適用範囲を越える場合 (観測周期16日~31日) については、 下記の補正行って積算する。

補正後資料整理単価 (1ヶ月あたり) =標準歩掛/4

7-4. 簡易揚水試験 1回当り

名称	規格	単位	数量
(人件費)			
地質調査技師		人	0.08
主任地質調査員		人	0. 25
地質調査員		人	0. 25
普通作業員		人	0.25
(運転費)			
軽油		L	1.5
(材料費)			
雑品(まるめ)		式	1.0
(機械損料) ポンプ	古亦サ゚ンンプロダ50		0.11
エンジン	真空ポンプロ径59mm排気量2.5m3/min	<u> </u>	0.11
エンシン	8PS	日	0.11

①調査ボーリング孔を利用し、3m掘削毎に1回試験を行う。 ②揚水量がない場合は、1/4を乗じた歩掛を計上する。

7-5. 簡易揚水試験資料整理 10回当り

名称	規格	単位	数量	適用
(人件費)				
地質調査技師		人	0.1	
主任地質調查員		人	1.0	
(材料費)				
消耗品費	用紙等	式	1.0	人件費の1%以内

①時間~水位回復曲線図作成及び土層の透水係数を求める。

7-6. パイプ歪計および孔内傾斜計の資料整理(歩掛の補正)

観測周期が適用範囲を越える場合(観測周期16日~31日)については、

下記の補正行って積算する。

補正後資料整理単価(1ヶ月あたり)=標準歩掛/4

参3-2-2

参3-2-2